



留学・長期旅行・ワーキングホリデー・駐在員プラン

旅行出発日2017年10月1日以降用

ジェイアイの海外旅行保険

留学・長期旅行・ワーキングホリデー・駐在員プラン



このパンフレットでご案内する商品は、海外旅行中におけるケガや病気により亡くなられた場合の遺族への補償や、ケガや病気による治療費、偶然な事故による賠償責任などに備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえご検討いただきますようお願いいたします。

2017年10月
改定版

引受保険会社

海外旅行保険のエキスパート

 **ジェイアイ傷害火災**
<http://www.jihoken.co.jp>

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

補償内容のご説明



ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がございますのでご注意ください。詳しくは、「海外旅行保険の概要」をご確認ください。

こんなときに保険金をお支払いします。

CASE 1 ケガや病気に関する補償

まさかの死亡事故! 【死亡(傷害・疾病)】

- 旅行中に発生した事故や発病した病気により死亡した場合

後遺障害が生じた! 【傷害後遺障害】

- 事故により身体に後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)

突然の入院! 【入院一時金*1】

- 治療・救済費用保険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ・病気により2日以上続けて入院した場合

入院した! 家族も現地に急行! 【治療・救済費用】

- ケガや病気や医師の治療・手術を受けた場合(食中毒により医師の治療を受けた場合も対象となります。)
- 継続して3日以上入院した際、ご家族が現地に渡航する場合
- 妊娠初期の異常で医師の治療・手術を受けた場合*2

病状が悪化した! 【疾病応急治療・救済費用*1・3】

- 旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合

急に歯が痛くなった! 【緊急歯科治療費用*1】

- 急激な歯の痛みや苦痛を、一時的に除去もしくは緩和するための治療を受けた場合

CASE 2 賠償責任に関する補償

水浸しにしてしまった! 【個人賠償責任】

- ホテルの客室を水浸しにしてしまった場合
- 誤ってお店の商品をこぼしてしまった場合

【個人賠償責任(長期契約用)】

- 誤って滞在先の部屋を水浸しにしてしまったり、レンタルしていた家具を壊してしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負った場合

【家族総合賠償責任】

- ホテルの客室に損害を与えたり、住宅内で一時的に預かった招待客のコートを破ってしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負った場合

【被害者治療費用】

- 法律上の損害賠償責任に関わらず、住宅内で来客がケガをした場合にその治療費を負担した場合

*1:保険期間が期間延長も含め31日までのご契約に限り適用されます。
 *2:日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。ただし妊娠満22週以後に発生したものを除きます。
 *3:旅行行程中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、インスリン注射等)はお支払いの対象となりません。

CASE 3 身の回り品に関する補償

盗まれた! 【携行品損害(身の回り品)】

- 旅行カバンを盗まれた場合
 - ビデオカメラを落としてこわしてしまった場合
- (注)携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。紛失または置き忘れについてはお支払いの対象とはなりません。ただし、日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は対象となります。

アパートが火災に! 【生活用財産(長期契約用)】

- 滞在中のアパートやホテルで盗難・火災などにより家財・携行品に損害があった場合

CASE 4 飛行機の欠航・遅延などに関する補償

飛行機が欠航・遅延! 【旅行中の事故による緊急*1】

- 荷物が届かない! 【費用(旅行事故緊急費用)】
 - 航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合
- (注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。

荷物が届かない! 【航空機寄託手荷物遅延】

- 航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに身の回り品等を購入した場合(携行品損害をご契約した場合にセットされます。)

飛行機が欠航・遅延! 【航空機遅延費用】

- 悪天候や機体の異常などで航空機の出発が遅れたために宿泊代、食事代、交通費(代替となる他の交通手段を利用した場合も含みます。)を自己負担した場合

オプション

旅行途中で緊急帰国! 【旅行中断費用】

- 被保険者の配偶者が死亡し帰国した場合
- 渡航先にて地震が発生し旅行を途中で取りやめて帰国した場合

突然帰国の必要が! 【緊急一時帰国費用】

- 日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになった場合
- (注)帰国後30日以内に再び海外の住宅へ戻ることがお支払いの要件となります。

扶養者が亡くなり留学継続が困難に! 【留学継続費用】

- 留学生の扶養者が事故により死亡または重度後遺障害となり、留学生が扶養者によって扶養されなくなった場合、保険金額に残りの予定留学期間(端日数は日割)を乗じた額をお支払いします。

社員が死亡した! 【代替要員派遣費用】

- 海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上入院をされたことにより、会社(雇用主)が代替の駐在員を派遣するための費用を負担した場合、契約者が会社(雇用主)の場合にご利用いただけます。

こんなときの保険金はお支払いできません。

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等による病気、歯科疾病
- 紛失または置き忘れによる携行品損害、生活用財産損害 (CASE 3参照)
- 現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン等の用具の携行品損害、生活用財産損害 など

海外での高額な保険金お支払いの事故実例

アメリカでの事故例

空港到着後、呼吸困難を訴え救急車で搬送。肺塞栓症・肺炎・肺結核と診断され49日間入院・手術。家族が駆けつける。

お支払いした保険金
治療・救済費用などとして

9,335万円

(注)実際に弊社がお支払いした事例です。保険金をお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

アメリカでの事故例

留学先でバスケットボール試合中に相手と接触し、胸の痛みを訴える。外傷性気胸と診断され現地病院からチャーター機で医療搬送され27日間入院・手術。家族が駆けつける。(保険金額不足/別途自己負担あり)

お支払いした保険金
治療・救済費用などとして

1,128万円

「短期留学プラン」は、保険期間(保険のご契約期間)が31日以内の「留学」を旅行目的とする短期留学生向けプランです。



タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

- ①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。
- ②このパンフレットに記載の年齢は、保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。
- ③被保険者(旅行者)の保険始期日(旅行出発日)時点での年齢別の保険料となっております。
- ④被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一の申込書で申し込むことはできません。
- ⑤保険期間(保険のご契約期間)は、旅行出発日を含めて数えます。8月3日～8月10日までの保険期間は、「8日」となります。
- ⑥18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めします。
- ⑦被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、他の傷害保険契約(詳細は申込書にてご確認ください。)等との合算でそれぞれ3,000万円までとなります。
●15歳未満の場合。 ●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なるご契約)。
- ⑧80歳以上の方は別途お申出ください。
- ⑨ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。補償や保険金額等お申込みの内容及、お客さまのご意向とご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容及が相違する場合は、特にご確認ください。

短期留学プラン

旅行目的:留学 保険期間:1日~31日 向け

☑印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下プラン

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、004タイプをご選択ください。

70歳~79歳プラン

	69歳以下プラン			70歳~79歳プラン	
	002	003 [☑]	004	207	208
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	治療・救済費用	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*
	疾病応急治療・救済費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	入院一時金	10万円	10万円	10万円	5万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	40万円	30万円	20万円	50万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円
	緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円
保険期間(保険のご契約期間) / 合計保険料	1日	5,420円	4,470円	3,640円	4,370円
	2日	6,390円	5,350円	4,450円	5,830円
	3日	7,250円	6,160円	5,240円	7,380円
	4日	8,090円	6,930円	5,970円	8,740円
	5日	9,090円	7,830円	6,830円	10,330円
	6日	10,120円	8,740円	7,670円	11,870円
	7日	11,050円	9,570円	8,440円	13,230円
	8日	11,850円	10,300円	9,120円	14,480円
	9日	12,580円	10,950円	9,740円	15,620円
	10日	13,320円	11,620円	10,370円	16,770円
	11日	14,190円	12,390円	11,060円	17,930円
	12日	15,010円	13,110円	11,720円	19,110円
	13日	15,870円	13,870円	12,420円	20,320円
	14日	16,580円	14,520円	13,030円	21,430円
	15日	17,290円	15,140円	13,600円	22,420円
	17日まで	18,230円	15,990円	14,410円	23,890円
	19日まで	19,850円	17,420円	15,690円	26,110円
	21日まで	21,310円	18,720円	16,890円	28,260円
	23日まで	22,220円	19,500円	17,570円	29,200円
	25日まで	23,100円	20,240円	18,210円	30,090円
	27日まで	24,040円	21,000円	18,860円	31,020円
29日まで	25,110円	21,910円	19,640円	32,170円	
31日まで	26,020円	22,700円	20,360円	33,280円	



* 無制限:治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救済費用を終身補償するものではありません。



- 1.「携行品損害」の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者とその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様だけの契約で同行のご両親の「携行品損害」は補償されませんのでご注意ください。)
- 2.「個人賠償責任」、「携行品損害」の自己負担額は0円です。
- 3.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
- 4.ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。

「長期旅行プラン」は、保険期間(保険のご契約期間)が32日以上長期旅行者向けプランです。旅行目的が観光・海外ウェディング・商用の保険期間は6か月までです。



タイプのご選択・ご契約にあたっての注意

上記の「タイプのご選択・ご契約にあたっての注意」①、②、③、④、⑥、⑨に加え、

①被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約(詳細は申込書にてご確認ください)等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。

●15歳未満の場合。 ●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なるご契約)。

②75歳以上の方は別途お申出ください。

③ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間(保険のご契約期間)は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～11月2日」までの保険期間は「3か月まで」、「8月3日～11月3日」までの保険期間は「4か月まで」となります。

長期旅行プラン

旅行目的:観光・商用等 保険期間:32日～6か月 向け

印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下プラン

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、111タイプをご選択ください。

70歳～74歳プラン

ご契約タイプ		107	108	109 [◎]	110	111	251	252
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救済費用	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	60万円	50万円	40万円	30万円	20万円	50万円	40万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延費用	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
保険期間(保険のご契約期間) / 合計保険料	32～34日	33,480円	29,080円	25,590円	22,110円	19,650円	37,760円	35,300円
	39日まで	37,740円	32,990円	29,230円	25,480円	22,810円	44,070円	41,420円
	46日まで	43,280円	38,120円	34,100円	30,070円	27,140円	52,640円	49,830円
	53日まで	49,910円	44,220円	39,840円	35,450円	32,180円	62,700円	59,700円
	2か月まで	57,110円	50,820円	45,990円	41,170円	37,520円	73,250円	69,920円
	3か月まで	77,310円	69,380円	63,380円	57,380円	52,720円	103,440円	99,310円
	4か月まで	103,500円	93,000円	85,120円	77,250円	71,010円	139,160円	133,740円
	5か月まで	133,210円	120,200円	110,490円	100,780円	93,010円	182,710円	176,030円
6か月まで	156,750円	141,190円	129,630円	118,060円	108,730円	213,080円	205,120円	



* 無制限: 治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救済費用を終身補償するものではありません。



- 「携行品損害」の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の「携行品損害」は補償されませんのでご注意ください。)
- 「個人賠償責任」、「携行品損害」の自己負担額は0円です。
- 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
- 0歳～14歳の方は111タイプのみご選択いただけます。

短期留学プラン・長期旅行プラン用オプション特約

[旅行中断費用補償特約] ▼この特約は保険期間(旅行期間)が3か月以内の場合にセットできます。

■追加特約保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。

■旅行中断費用補償特約は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を途中で取りやめて帰国する際の交通費などをお支払いします。

保険期間(保険のご契約期間) / 保険料	保険金額(ご契約金額)			
	10万円	20万円	30万円	40万円
1日	30円	70円	100円	140円
2日	40円	80円	120円	160円
3日	40円	80円	120円	160円
4日	40円	90円	130円	180円
5日	50円	110円	160円	220円
6日	60円	120円	190円	250円
7日	70円	140円	210円	280円
8日	80円	150円	230円	310円
9日	80円	170円	250円	340円
10日	90円	180円	270円	360円

保険期間(保険のご契約期間) / 保険料	保険金額(ご契約金額)			
	10万円	20万円	30万円	40万円
11日	100円	190円	290円	390円
12日	100円	210円	310円	420円
13日	110円	220円	330円	440円
14日	120円	230円	350円	470円
15日	120円	240円	370円	490円
17日まで	130円	260円	390円	520円
19日まで	140円	280円	430円	570円
21日まで	150円	310円	460円	620円
23日まで	170円	330円	500円	660円
25日まで	180円	360円	530円	710円

保険期間(保険のご契約期間) / 保険料	保険金額(ご契約金額)			
	10万円	20万円	30万円	40万円
27日まで	190円	380円	570円	760円
29日まで	200円	400円	600円	800円
31日まで	210円	420円	630円	850円
34日まで	230円	450円	680円	900円
39日まで	250円	490円	740円	990円
46日まで	280円	560円	840円	1,120円
53日まで	320円	630円	950円	1,260円
2か月まで	360円	710円	1,070円	1,430円
3か月まで	480円	950円	1,430円	1,900円

注意 保険金額は、旅行代金または途中で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。

途中で帰国する際にかかる費用は旅行方面により次の金額が目安となります。東南アジア・ハワイ:10万円、北米・オセアニア・アフリカ:20万円、ヨーロッパ・南米:30万円

「留学生・ワーキングホリデープラン」は、保険期間(保険のご契約期間)が32日以上「留学やワーキングホリデー」を旅行目的とするプランです。



タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

- ①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。
- ②このパンフレットに記載の年齢は、保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。
- ③被保険者(旅行者)の保険始期日(旅行出発日)時点での年齢別の保険料となっております。
- ④被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一の申込書で申し込むことはできません。
- ⑤保険期間(保険のご契約期間)は、旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～11月2日」までの保険期間は「3か月まで」、「8月3日～11月3日」までの保険期間は「4か月まで」となります。
- ⑥18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めします。
- ⑦被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、他の傷害保険契約(詳細は申込書にてご確認ください。)等との合算でそれぞれ3,000万円までとなります。
 ●15歳未満の場合。 ●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なるご契約)。
 ●75歳以上の方は別途お申出ください。
- ⑧ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

留学生・ワーキングホリデープラン

旅行目的:留学・ワーキングホリデー 保険期間:32日~5年 向け

☑印はおすすめの契約タイプです。

69歳以下プラン

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、117、118タイプをご選択ください。

70歳~74歳プラン

ご契約タイプ		114	115	116 [☑]	117	118	253	254
保険金額(契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救済費用	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*
	個人賠償責任(長期契約用)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
保険期間(保険のご契約期間) / 合計保険料	生活用動産(長期契約用)	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円	70万円	60万円
	32~34日	28,440円	25,430円	23,200円	20,890円	18,490円	34,110円	32,910円
	39日まで	32,420円	29,150円	26,740円	24,230円	21,620円	40,230円	38,930円
	46日まで	38,320円	34,640円	31,930円	29,120円	26,200円	49,160円	47,660円
	53日まで	45,270円	41,050円	37,970円	34,780円	31,480円	59,530円	57,830円
	2か月まで	52,440円	47,680円	44,220円	40,640円	36,930円	70,110円	68,150円
	3か月まで	72,530円	66,350円	61,870円	57,230円	52,440円	100,410円	97,800円
	4か月まで	97,700円	89,320円	83,290円	77,080円	70,680円	135,480円	131,910円
	5か月まで	126,190円	115,690円	108,180円	100,450円	92,510円	178,200円	173,720円
	6か月まで	148,440円	135,790円	126,780円	117,520円	108,010円	207,680円	202,270円
	7か月まで	173,440円	158,670円	148,170円	137,390円	126,340円	243,130円	236,800円
	8か月まで	200,100円	183,180円	171,170円	158,860円	146,250円	281,850円	274,580円
	9か月まで	226,130円	207,050円	193,540円	179,700円	165,520円	319,200円	311,000円
	10か月まで	252,120円	230,860円	215,830円	200,430円	184,660円	356,290円	347,160円
	11か月まで	277,830円	254,480円	237,980円	221,080円	203,790円	393,410円	383,350円
	1年まで	303,910円	278,410円	260,400円	241,970円	223,120円	430,900円	419,900円
	2年	607,820円	556,810円	520,800円	483,940円	446,240円	861,780円	839,790円
3年	911,740円	835,230円	781,210円	725,920円	669,360円	1,292,670円	1,259,680円	
4年	1,215,660円	1,113,640円	1,041,620円	967,900円	892,490円	1,723,560円	1,679,580円	
5年	1,519,570円	1,392,050円	1,302,020円	1,209,870円	1,115,610円	2,154,460円	2,099,480円	



* 無制限:治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救済費用を終身補償するものではありません。



- 1.「個人賠償責任(長期契約用)」、「生活用動産(長期契約用)」の自己負担額は0円です。
- 2.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
- 3.0歳~14歳の方は117、118タイプのみご選択いただけます。

留学・ワーキングホリデープラン用オプション特約

【留学継続費用補償特約】

▼留学にかかわる費用を扶養者が負担している場合にご利用いただけます。(留学費用負担のない場合にはご加入できません)

「留学継続費用補償特約」は、ワーキングホリデーを旅行目的とする場合は、ご加入できません。

■追加特約保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。

■留学生の扶養者が事故により死亡または重度後遺障害となり、留学生が扶養者によって扶養されなくなった場合に、保険金額に残りの予定留学期間(端日数は日割)を乗じた額をお支払いします。

保険期間(保険のご契約期間) / 保険料	保険金額(ご契約金額)		
	120万円	150万円	200万円
1年	530円	660円	880円
2年	3,140円	3,930円	5,240円
3年	7,850円	9,810円	13,080円
4年	14,640円	18,300円	24,400円
5年	23,520円	29,400円	39,200円

【緊急一時帰国費用補償特約】

▼この特約は保険期間(旅行期間)が3か月以上の場合および海外渡航中の住宅が特定できる場合に加入できます。

■追加特約保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。

■日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになった場合。

保険期間(保険のご契約期間) / 保険料	保険金額(ご契約金額)		
	40万円	70万円	100万円
3か月	4,290円	7,500円	10,710円
4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円

保険期間(保険のご契約期間) / 保険料	保険金額(ご契約金額)		
	40万円	70万円	100万円
10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
1年まで	11,900円	20,830円	29,760円
2年	23,810円	41,660円	59,520円
3年	35,710円	62,500円	89,280円
4年	47,620円	83,330円	119,040円
5年	59,520円	104,160円	148,800円

保険金額の目安

アジア	40万円
北米・中南米・オセアニア・中近東	70万円
ヨーロッパ・アフリカ	100万円

「海外駐在員プラン」は被保険者(渡航者または、その家族)が駐在を旅行目的とし、企業・団体等を契約者とするプランです。



タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

- ①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。
- ②ご契約者(お申込人)は被保険者を駐在として派遣する企業・団体等となります。個人でお申込みをご希望の場合は、別途お申出ください。
- ③このパンフレットに記載の年齢は、保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です。
- ④被保険者(旅行者)の保険始期日(旅行出発日)時点での年齢別の保険料となっております。
- ⑤被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一の申込書で申し込むことはできません。
- ⑥保険期間(保険のご契約期間)は、旅行出発日を含めて数えます。「2017年11月3日～2018年11月2日」までの保険期間は1年間、「2017年11月3日～2018年11月3日」までの保険期間は「1年と1日(日割)」となります。
- ⑦保険期間が1年間の保険料をご案内しております。保険期間が1年を超える場合は、別途お申出ください。
- ⑧傷害死亡保険金額が3,000万円を超えるタイプをご希望の場合、被保険者(旅行者)による同意署名が必要となります。
- ⑨75歳以上の方は別途お申出ください。
- ⑩ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご確認ください。

海外駐在員プラン

旅行目的: 駐在 保険期間: 1年間

駐在員専用プラン

表中の「合計保険料」下段の保険料は自動車賠償責任に関する補償をセットしない場合の保険料です。(海外で自動車を運転され、現地の自動車保険では支払いされない場合の上乗せ補償を希望される場合には上段をお勧めします。)

☑印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下
プラン

ご契約者が企業・団体で被保険者の契約同意の署名がない場合、102、103タイプをご選択ください。

70歳～74歳
プラン

ご契約タイプ		100	101 [☑]	102	103	255	256
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救済費用	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*
	家族総合賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	被害者治療費用	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
	生活用動産(長期契約用)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	合計保険料/保険期間(保険のご契約期間)1年間						
北米	オセアニア	351,600円	335,380円	319,160円	311,050円	504,090円	494,880円
	ヨーロッパ	331,890円	315,670円	299,450円	291,340円	484,380円	475,170円
	アジア	340,800円	324,580円	308,360円	300,250円	493,290円	484,080円
	アフリカ	330,930円	314,710円	298,490円	290,380円	483,420円	474,210円
アジア	中近東	334,920円	318,700円	302,480円	294,370円	487,410円	478,200円
	アフリカ	329,970円	313,750円	297,530円	289,420円	482,460円	473,250円

駐在員家族専用プラン(1名につき)

☑印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下
プラン

ご契約者が企業・団体で被保険者の契約同意の署名がない場合、104、105、106タイプをご選択ください。

70歳～74歳
プラン

ご契約タイプ		199	104	105 [☑]	106	257	258
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救済費用	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*	無制限*
合計保険料/保険期間(保険のご契約期間)1年間		238,790円	222,570円	214,460円	206,350円	407,500円	398,290円



* 無制限: 治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救済費用を終身補償するものではありません。



1. 100、101、102、103、255、256タイプには、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」がセットされております。
2. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
3. 「生活用動産(長期契約用)」の自己負担額は0円です。「家族総合賠償責任」の自己負担額は0円ですが、自動車損害賠償責任については「海外旅行保険の概要」に記載(9ページ参照)のとおりとなります。
4. 0歳～14歳の方は106タイプのみご選択いただけます。

海外駐在員プラン用オプション特約

【代替要員派遣費用補償特約】

▼海外駐在員プラン(旅行目的が駐在の場合)にセットできます。

■追加特約保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。

■海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上入院をされた場合、会社(雇用主)が代わりに駐在員を派遣するための費用をお支払いします。なお、「代替要員派遣費用補償特約」は、契約者が会社(雇用主)の場合にご利用いただけます。

保険期間(保険のご契約期間)1年間

保険金額(ご契約金額)	保険料
50万円	650円
100万円	1,290円
150万円	1,940円
200万円	2,580円

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害死亡</p>	<p>海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合</p>	<p>傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。  同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。</p>	<p>次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 など</p>
<p>傷害後遺障害</p>	<p>海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p>	<p>後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合</p>
<p>疾病死亡</p>	<p>海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。</p>		<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 など</p>
<p>治療・救援費用</p> <p>妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット</p>	<p><治療費用> 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合</p> <p><救援費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など</p>	<p>1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。</p> <p><治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。</p> <p>①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円限度） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。）</p> <p> 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p> <p><救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限）</p> <p>①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（海外旅行中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。） ●歯科疾病（ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。）</p> <p> 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は【疾病に関する応急治療・救援費用】で保険金をお支払いできる場合があります。 など</p>
<p>疾病に関する 応急治療・ 救援費用</p>	<p><治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合</p> <p><救援費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。</p>	<p>【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。</p>	<p>【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など</p>
<p>入院一時金</p>	<p>治療・救援費用保険金が支払われる場合で、被保険者が2日以上続けて入院（海外旅行中に開始した入院に限ります。）したときに、入院一時金を支払います。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限ります。</p>		
<p>個人賠償責任</p>	<p>海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合  責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。  賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任^(※) ●心喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など</p>

 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。

- 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
- 居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害
- 賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>携行品損害</p>	<p>海外旅行中に携行品^(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ●現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ●被保険者が携行していない物</p>	<p>携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 ●損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 ●旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。 ●運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ●差押え等の公権力の行使 ●携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ●置き忘れ、紛失^(※) など (※)日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。</p>
<p>旅行事故緊急費用</p>	<p>海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用^(※2)を支払います^(※3)。 (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限り。 (※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)。③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限り。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。 (※3) (※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。)。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。</p>	<p>海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 など</p>
<p>緊急歯科治療費用</p>	<p>海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療^(※)を開始された場合 (※)歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。</p>	<p>海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p>	<p>【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など</p>
<p>個人賠償責任(長期契約用)</p>	<p>保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ●旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 ●賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に起因する損害賠償責任 ●親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任^(※) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など</p>

● 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。
 ● 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 ● 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(建物・マンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限り。)
 ● 宿泊施設のうち客室以外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害。ただし、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限り。
 ● 賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害

- 用語のご説明**
- ◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
 - ◆「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
 - ◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

- ◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合								
<p>生活用動産 (長期契約用)</p>	<p>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設にある被保険者所有の家財・身の回り品^(※)および携行している被保険者所有の身の回り品^(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合 (※) 旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。</p> <p>次の物は対象となりません。 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行うための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物</p> <p>など</p>	<p>家財・身の回り品1つ(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。</p> <p>損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。</p> <p>旅券は、取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料等を損害額とします。(1事故につき合計5万円まで)</p> <p>運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ● 保険の対象の自然の消耗、性質の变质・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化 ● 保険の対象に対する修理、調整、清掃 ● すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ● 偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ● 置き忘れ、紛失 ● 詐欺、横領 ● 火災、爆発などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出 <p>など</p>								
	<p>「海外駐在員プラン」の場合、【賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)】がセットされ保険証券に記載された者(被保険者本人)の他、日本国外に居住する次に掲げる者が所有する身の回り品の損害についてもお支払いの対象となります。</p> <p>①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p>										
<p>家族総合賠償責任</p>	<p>保険期間中に被保険者本人、家族^(※)が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ● 日常生活に起因する偶然な事故 <p>自動車または車両の所有、使用、管理に起因する損害については、右記表の自己負担額を超えた場合に限りです(自動車賠償責任保険補償対象外特約セットの場合は支払対象外)。</p> <p>(※) 保険証券に記載された者(被保険者ご本人)の他、日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。</p> <p>①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p>	<p>1回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います(住宅内で一時的に預かった物に与えた損害については10万円限度)。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="651 1048 1102 1238"> <thead> <tr> <th>事故発生地^(※1)</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国・カナダ</td> <td>U S \$ 250,000</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ諸国^(※2)、オセアニア諸国</td> <td>U S \$ 100,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>U S \$ 30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) いずれも属領、信託統治領を含みます。 (※2) ロシア・東欧は上表の「上記以外」の区分となります。</p> <p>賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p>	事故発生地 ^(※1)	自己負担額	米国・カナダ	U S \$ 250,000	ヨーロッパ諸国 ^(※2) 、オセアニア諸国	U S \$ 100,000	上記以外	U S \$ 30,000	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ● 職務遂行に起因する損害賠償責任 ● 同居する親族に対する損害賠償責任 ● 所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 暴行・殴打による損害賠償責任 ● 船舶の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ● 自動車または車両による競技、競争、試運転 ● 罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p>など</p>
事故発生地 ^(※1)	自己負担額										
米国・カナダ	U S \$ 250,000										
ヨーロッパ諸国 ^(※2) 、オセアニア諸国	U S \$ 100,000										
上記以外	U S \$ 30,000										
<p>被害者治療費用</p>	<p>保険期間中に次の事故による他人の身体の障害について、被保険者がその治療費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ● 日常生活に起因する偶然な事故 	<p>被害者1名につき、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の発生の日から1年以内に要した治療費用を支払います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 職務遂行に起因する他人の身体の障害 ● 同居する親族の身体の障害 ● 心神喪失に起因する他人の身体の障害 ● 暴行・殴打に起因する他人の身体の障害 ● 自動車等の車両に起因する他人の身体の障害 <p>など</p>								

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用 (オプション)	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気 ^(※) で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登山中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います(旅行が企画旅行の場合は下記1.または3.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2.または3.のいずれか高い額を支払います。) 1. 次の算式により算出した額 $\frac{\text{旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額}}{\text{旅行日程の日数}} \times \text{帰国日以後の日数}$ ④旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2. 次の費用 ①取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 ②渡航手続費として支払った費用(旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。) ④今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 3. 次に該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ●航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ●旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①航空運賃等交通費 ②宿泊施設客室料(14日分限度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) ④旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救済費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している場合 ●日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ●戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ●核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他見所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～④に該当していた場合(ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以前に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合(出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等)は、保険金をお支払いします。) ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が生じた場合 など
緊急一時帰国費用 (オプション)	海外旅行中に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 ④①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度として支払います。 ①被保険者の一時帰国に要する往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料(14日分まで③と合計で20万円まで) ③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費(②と合計で20万円まで) ④同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金を支払います。	●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●保険料領収前、海外渡航開始前または保険期間開始前のいずれか遅い日より前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の原因または③の事由が発生した時以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 など ④この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額を支払います。
留学継続費用 (オプション)	あらかじめ指定した被保険者(留学生)の扶養者が次のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合 ①保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合 など	扶養者が左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の状態となった時から予定留学終了時までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、④～⑥に加え、 ①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じた場合 ●保険契約者、被保険者や扶養者の故意または重大な過失 ●扶養者による自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している場合 ②被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合 ③扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

用語のご説明

- ◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- ◆「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- ◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

- ◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要



ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
代替要員派遣費用 (オプション)	次のいずれかに該当したことにより被保険者の使用者が代替要員を派遣した場合 ①被保険者が海外旅行中の事故によるケガまたは自殺行為が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②被保険者が海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として海外旅行中に死亡した場合 ③被保険者が海外旅行中に発病した病気が原因で海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合 ④被保険者が海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気が原因で継続して3日以上入院(妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。)した場合	代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者が支出した次の費用を使用者に支払います。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度とします。また、お支払いする費用は【保険金をお支払いする主な場合】の①～④に該当した日からその日を含めて180日以内に使用者が負担した費用に限ります。 ①代替要員1名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 ②代替要員1名分の勤務地および勤務地までの行程における宿泊施設客室料(【保険金をお支払いする主な場合】の①～③に該当した場合は30日分まで、④に該当した場合は被保険者の入院日数の2倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分を限度とします。)	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②(※)、③、⑦、⑧に加え、 ●保険契約者、被保険者や使用者の故意または重大な過失 (※)自殺行為により、その行為の日からその日を含め180日以内に死亡した場合は保険金を支払います。 など
航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に航空機搭乗時に運搬を委託した手荷物が、目的地(※)に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、目的地に到着してから6時間以内に受け取ることができなかった場合 (※)航空機が到着を予定していた地をいい、乗継地を含みます。	被保険者が支出した次の費用を1回の事故につき10万円を限度に支払います。 ①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着など必要不可欠な衣類)購入費 ②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具など)購入費 ③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 海外旅行中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 など
航空機遅延費用	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ①搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延(搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。)または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回につき、2万円を支払いの限度とします。 ①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費(払戻しを受けた額等を控除します。) ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 など

●保険期間が3か月以上の場合、「一時帰国中補償特約」がセットされます。(数次旅行者に関する特約がセットされている場合を除きます。)

一時帰国中補償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。)を支払います。
---------	---

用語のご説明

- ◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- ◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に着するまで)をいいます。
- ◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

- ◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり(海外旅行保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社



〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階
http://www.jihoken.co.jp (「よくあるご質問」も掲載しています)

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

代理店通信欄 プランにより申込書が異なります。短期留学プランはセットタイプ(31日以内)専用申込書を、その他のプランは留学・長期旅行・駐在員申込書をご使用ください。

取扱代理店